

国官参事第765号
令和元年10月8日

日本航空株式会社
代表取締役社長執行役員
赤坂 祐二 殿

国土交通大臣
赤羽 一嘉



航空輸送の安全の確保に関する事業改善命令

平成31年4月29日、JAL876便（上海浦東国際空港発 成田国際空港着）に乗務予定であった機長について、乗務前のアルコール検査を実施した際にアルコールが検知されたため、別の運航乗務員に交代し当該便を運航した旨、同月30日に貴社から国土交通省航空局に報告があった。

また、令和元年8月10日、JAL650便（鹿児島空港発 東京国際空港着）に乗務予定であった副操縦士について、乗務前のアルコール検査を実施した際にアルコールが検知されたため、別の運航乗務員に交代し当該便を運航した旨、同月13日に貴社から国土交通省航空局に報告があった。

さらに、令和元年9月12日、JAL3087便（成田国際空港発 中部国際空港着）に乗務予定であった副操縦士について、乗務前のアルコール検査を実施した際にアルコールが検知されたため、別の運航乗務員に交代し当該便を運航した旨、同月13日に貴社から国土交通省航空局に報告があった。

国土交通省航空局は、貴社からの報告後直ちに事実関係の調査及び再発防止策を報告するよう指示し、当該指示を踏まえ、貴社より、当該調査結果及び再発防止策に係る報告書の提出があった。

これらの報告された事実を受け、7月25日、8月22日及び9月25日に航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第134条第1項及び第2項に基づく報告徴収及び立入検査を実施した結果、下記1. 記載のとおり的事实（以下「本件事実」という。）が認められた。

本件事実について、下記2. 記載のとおり、法第112条に規定する「輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実」があると認められることから、同条第5号の規定に基づき、下記3. に掲げる措置を速やかに講ずるよう命令する。

講じた措置については、令和元年10月23日までに報告されたい。

この処分不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に国土交通大臣に対して審査請求を行うことが出来る。

記

1 本件事実の認定

(1) JAL876 便に係るアルコール検知について確認された事実

運航規程（法第 104 条第 1 項に基づき国土交通大臣の認可を受けて貴社が定めた運航規程をいう。以下同じ。）では、飛行勤務に支障を及ぼす飲酒を禁止するとともに、アルコール検査において検知器による呼気濃度の判定結果は 0.00 mg/l であることとされているが、当該便に乗務予定であった機長は、当該便の乗務前日に過度な飲酒を行った結果、「航空機乗組員の飲酒による運航への影響について」（平成 31 年 1 月 31 日付国空航第 2278 号。以下「平成 31 年飲酒基準」という。）において酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態として規定されている呼気中のアルコール濃度を超過するアルコールが検知され、乗務を交代するに至った。

(2) JAL650 便に係るアルコール検知について確認された事実

① 運航規程では、飛行勤務開始前 12 時間以内の飲酒及び飛行勤務に支障を及ぼす飲酒を禁止するとともに、アルコール検査において検知器による呼気濃度の判定結果は 0.00 mg/l であることとされているが、当該便に乗務予定であった副操縦士は、飛行勤務開始時刻の約 1 時間前に飲酒を行った結果、平成 31 年飲酒基準において酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態として規定されている呼気中のアルコール濃度を超過するアルコールが検知され、乗務を交代するに至った。

② 安全管理規程（法第 103 条の 2 第 1 項に基づき国土交通大臣に届け出され貴社が定めた安全管理規程をいう。以下同じ。）では、安全に関わる法令・規程等への違反行為が認められた場合については速やかに会社に報告することとされているが、当該便に乗務予定であった副操縦士は、飛行勤務開始時刻の約 1 時間前に飲酒を行ったことを認識しながら、これを会社に事前に報告せず、当該便に乗務するために出頭した。

(3) JAL3087 便に係るアルコール検知について確認された事実

運航規程では、飛行勤務に支障を及ぼす飲酒を禁止するとともに、アルコール検査において検知器による呼気濃度の判定結果は 0.00 mg/l であることとされているが、当該便に乗務予定であった副操縦士は、当該便の乗務前日に過度な飲酒を行った結果、平成 31 年飲酒基準において酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態として規定されている呼気中のアルコール濃度を超過するアルコールが検知され、乗務を交代するに至った。

(4) 飲酒に係る不適切事案を再発させた事実

貴社においては、昨年 10 月に英国ロンドン・ヒースロー空港において英国法令の基

準値を大幅に超過するアルコール濃度が検出された運航乗務員が現地警察に逮捕・拘束され禁錮 10 箇月の実刑判決を受ける重大な飲酒事案を発生させ、「航空輸送の安全の確保に関する事業改善命令」（平成 30 年 12 月 21 日付国官参第 1055 号。以下「事業改善命令」という。）を受けて、運航乗務員の飲酒に関する意識改革のための教育や直接対話を含む飲酒対策の抜本的な再構築等を図っていたところであるが、上記（1）、（2）及び（3）の事案が相次いで発生した。

2 運航規程等に違反する行為及び事業改善命令に違反する行為の認定等

（1）運航規程に違反する行為

上記 1（1）、1（2）①及び 1（3）のとおり、JAL876 便に乗務予定であった機長が過度の飲酒を行い、体内にアルコールを保有した状態で飛行勤務に至ったことは、飛行勤務に支障を及ぼす飲酒を禁止する運航規程に違反する行為であると認められる。また、JAL650 便に乗務予定であった副操縦士が飛行勤務開始時刻の約 1 時間前である乗務当日 14 時頃に飲酒を行い、体内にアルコールを保有した状態で飛行勤務に至ったことは、飛行勤務開始前 12 時間以内の飲酒及び飛行勤務に支障を及ぼす飲酒を禁止する運航規程に違反する行為であると認められる。さらに、JAL3087 便に乗務予定であった副操縦士が過度の飲酒を行い、体内にアルコールを保有した状態で飛行勤務に至ったことは、飛行勤務に支障を及ぼす飲酒を禁止する運航規程に違反する行為であると認められる。

（2）安全管理規程に違反する行為

上記 1（2）②のとおり、飛行勤務開始時刻の約 1 時間前に飲酒を行ったことを認識しながら、これを会社に事前に報告せず、当該便に乗務するために出頭した行為は、安全管理規程に違反する行為であると認められる。

（3）事業改善命令に違反する行為

上記 1（4）のとおり、貴社においては事業改善命令を受けて飲酒に関する不適切事案を未然に防止する抜本的な仕組みの再構築を図り、運航乗務員に対する意識改革、飲酒に関する安全意識の再徹底、法令等の遵守に係る教育等に取り組んできたものの、上記 1（1）、（2）及び（3）の運航乗務員は当該教育等を受けていたにもかかわらず飛行勤務に支障を及ぼす飲酒を行ったことに鑑みれば、当該教育等による全運航乗務員の意識改革の徹底が不十分であったものと認められる。

特に、上記 1（1）の運航乗務員は、事案発生当時は乗員部主席という部下を教育・指導する管理的立場の運航乗務員であり、安全意識の再徹底及び法令等の遵守に係る教育の一環として部下の運航乗務員に対する飲酒問題の意識確認及び意見交換を行っていたことに鑑みれば、指導層も含めた指導・教育の実効性が十分ではなかったと認められる。

また、上記 1（2）の運航乗務員が過去にも飲酒傾向があることを会社として把握していたにもかかわらず、今般の事案を引き起こしたことを鑑みれば、過去にアルコ

ールが検知された等の懸念のある運航乗務員の管理が十分でなかったと認められる。

今回認められた上記（１）～（３）の違反行為は、上記１（４）のとおり、事業改善命令を受けていながらこれらの飲酒不適切事案を再発させ、事業改善命令を受けて貴社において講じた再発防止策が実効性の伴ったものとなっていないことから生じたものであり、貴社の安全管理体制が十分に機能していないことを指し示している。この状況は、航空機の運航の安全性に影響を及ぼしかねず、航空機の航行の安全上重大な問題であり、航空安全に対する国民の信頼を損ない社会的にも大きな影響を及ぼす極めて遺憾なものである。

以上より、本件事実について、法第 112 条に規定する「輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実がある」と認められる。

3 講ずるべき措置

航空運送事業者は、航空の安全を確保することが最大の使命であり、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。航空の安全を確保するためには、航空運送事業者が定める安全方針の達成に向けて、安全管理システムを統括する安全統括管理者を中心として、各部門及び全従業員が一丸となって取り組むことが必要である。

しかしながら、上記 2. のとおり、貴社において、個々の運航乗務員に飲酒が及ぼす航空機の航行の安全への重大性が浸透しておらず重い処分に至るという危機感が薄いこと、会社として運航乗務員の飲酒傾向が把握出来ておらず、運航乗務員を管理できていないこと等を踏まえると、飲酒に関する違反行為等が安全上重大な問題であるという認識や法令遵守への意識が経営層を含め組織内で未だ徹底されていないと言わざるを得ない。

このため、法第 112 条に基づき、同条第 5 号に掲げる措置として、昨年 12 月に受けた事業改善命令に係る措置を含め、以下の措置を講ずるよう命令する。

なお、今後上記 1. と同様の事案を発生させるなどして本命令に違反していると認められる等の場合には、法第 119 条の規定に基づき、当該事案の重大性及び代替交通手段の状況その他の利用者利便への影響等を考慮した上で国土交通大臣が指定する便の運航停止を命ずる場合があり得る旨、了知されたい。

（１）教育方法の見直しと運航乗務員の意識改革

全ての運航乗務員に対し、飲酒が及ぼす航空機の航行の安全への重大性を把握させ、それらを踏まえると違反した場合に重い処分に至るという点を理解させ、実効性のある指導・教育を徹底させること。

（２）運航乗務員の飲酒傾向の管理強化

全ての運航乗務員に対して禁酒時間外における過度な飲酒を防止し、出勤前に自身の体内アルコール濃度を定量的に確認するなどの自己管理を促す体制を構築し、貴社において運航乗務員の飲酒傾向を適確に把握した上で、常習的な飲酒傾向のある運航乗務員

に対して、乗務させずカウンセリングを実施する等の適切な措置を講じること。

(3) 経営責任の明確化

経営層全体で運航乗務員一人ひとりの意識改革の徹底を図り、飲酒に関する違反行為に対する再発防止策の結果が伴うよう、飲酒事案に関する経営層の責任を明確化して取り組むこと。

(4) 報告書に記載された再発防止策の見直し

上記1 (1)～(3)に関する報告書に記載された再発防止策の見直しを行い、追加的な措置も含めて再発防止策を講じること。

(5) 改善措置の実施状況についての定期的な報告

上記(1)～(4)について、改善措置の進捗状況、運用状況の定期的な報告を行うこと。

以上